

「まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法第10条に基づく報告の徴収について（みなみまぐろの輸入に関する報告）」

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	現行（農林水産省指令24管第2276号）
<p>農林水産省指令 <u>29水管第2886号-1</u></p> <p>住所 会社名 代表者名</p> <p>まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法第10条に基づく報告の徴収について <u>(みなみまぐろの輸入に関する報告)</u></p> <p>まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法（平成8年法律第101号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、みなみまぐろについて、下記のとおり報告を求めることとしたので、別紙様式に必要事項を記入の上、農林水産大臣宛てに提出されたい。</p> <p>なお、「まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法第10条に基づく報告の徴収について」（平成<u>25</u>年<u>2</u>月<u>12</u>日付け農林水産省指令<u>24</u>水管第<u>2276</u>号）は平成<u>30</u>年<u>4</u>月<u>1</u>日付けで廃止するので、御了知ありたい。</p> <p>平成<u>30</u>年__月__日（決裁日）</p> <p>農林水産大臣</p>	<p>農林水産省指令 <u>24</u>管第<u>2276</u>号</p> <p>住所 会社名 代表者名</p> <p>まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法第10条に基づく報告の徴収について</p> <p>まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法（平成8年法律第101号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、みなみまぐろについて、下記のとおり報告を求めることとしたので、別紙様式に必要事項を記入の上、農林水産大臣あてに提出されたい。</p> <p>なお、「まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法第10条に基づく報告の徴収について」（平成<u>21</u>年<u>12</u>月<u>25</u>日付け農林水産省指令<u>21</u>水管第<u>1876</u>号）は平成<u>25</u>年<u>2</u>月<u>12</u>日付けで廃止するので、御了知ありたい。</p> <p>平成<u>25</u>年<u>2</u>月<u>12</u>日</p> <p>農林水産大臣</p>

記

1. (略)

2. 報告の内容等

平成30年4月1日以降に冷凍のみなみまぐろを輸入する場合及び生鮮又は冷蔵のみなみまぐろを輸入した場合には、次の各号に掲げる事項について漁船別又は蓄養施設別に別紙様式に記入し、農林水産大臣宛てに報告することとする。

(1)、(2) (略)

3. 報告の提出時期又は提出期限

冷凍したのみなみまぐろを輸入しようとする場合には、平成30年3月6日付け輸入注意事項30第3号に基づき農林水産大臣の確認書(以下「確認書」という。)の交付を申請する際に、次の各号に掲げる事項について別紙様式により農林水産大臣宛てに報告することとする(正本1部、写し2部)。

確認書の交付の申請をNACCS(Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System)貿易管理サブシステムにより電子申請で行う場合には、添付書類として別紙様式の写しを提出することとする。また、別紙様式の「電子申請番号」欄に電子申請番号を記入したものを、農林水産省指令29水管第2886号に基づく「冷凍まぐろ類を輸入した場合の報告書」と併せて4に従い提出することとする(郵送も可とする)。

生鮮又は冷蔵のみなみまぐろに関する報告については、別紙様式とともに、輸入の際に税関に提出した漁獲証明書及び再輸出証明書の写しを添えて輸入し

記

1. (略)

2. 報告の内容

平成25年2月12日以降に冷凍のみなみまぐろを輸入する場合及び生鮮又は冷蔵のみなみまぐろを輸入した場合には、次の各号に掲げる事項について農林水産大臣宛てに報告することとする。

(1)、(2) (略)

3. 報告の提出時期又は提出期限

冷凍のみなみまぐろに関する報告については、平成15年10月24日付輸入注意事項15第45号(輸入公表三の7に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について)の2の(4)の「正規許可船リスト対策又は正規蓄養場リスト対策に反しない貨物であることを証する水産庁の確認書類」の発行を水産庁に申請する際に、生鮮又は冷蔵のみなみまぐろに関する報告については、輸入の際に税関に提出した漁獲証明書及び再輸出証明書を添えて輸入した日から1ヶ月以内に提出するものとする。

た日から1ヶ月以内に4に従い提出することとする（郵送も可とする）。

#### 4. 報告の提出先

報告書は水産庁資源管理部漁業調整課海洋漁業資源管理班に提出するものとする。

##### （郵送先）

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1

水産庁資源管理部漁業調整課海洋漁業資源管理班

電話：03-3502-8111（内線6710）

FAX：03-3591-5824

##### 附則

この指令書は、平成30年4月1日から施行する。

#### 4. 報告の提出先

報告書は水産庁資源管理部漁業調整課海洋漁業資源管理班に提出するものとする。

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1

水産庁資源管理部漁業調整課海洋漁業資源管理班

電話：03-3502-8111（内線6710）

FAX：03-3591-5824

##### （新設）

(別紙様式)

(別紙様式)

**みなみまぐろの輸入に関する報告書**

農林水産大臣 殿

住 所 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_  
FAX \_\_\_\_\_

報告者名 \_\_\_\_\_ 印  
(署名した場合には押印を省略することができる。)

担当者名 \_\_\_\_\_

報告年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

以下のとおり報告します。  
**【電子申請の場合：電子申請受付番号 \_\_\_\_\_】**

製品に関する情報			
(ア) 天然、蓄養の区別		天然 ・ 蓄養	
(イ) 漁獲証明書 (再輸出証明書) の文書番号			
(ウ) 漁獲船名	船籍	登録番号	
(エ) 蓄養場名	蓄養国	登録番号	
(オ) 生鮮、冷凍の区別		生鮮 ・ 冷凍	
(カ) 個別の製品形態 (RD/GG0/GGT/DR0/DRT/FL/OT (OTの場合は具体的な製品形態を記載))			
(キ) 個別の重量 (又は製品重量)			
製品形態 <sup>1</sup>	重量 <sup>2</sup> (又は製品重量)		
合計			

注1 当該貨物を捕獲したみなみまぐろに対して国別割当配分を所有している国若しくは漁業主体によって発行される漁獲モニタリング様式の原本を提出する場合には、(ア)～(カ)の記載を省略することができる。

注2 当該貨物を漁獲した漁船又は蓄養場の旗国等の政府又は政府が権限を委譲した機関が確認した漁獲標識様式の原本を提出する場合には、(キ)の記載を省略することができる。また、個別の重量が不明の場合には、重量レンジ毎の総尾数と総重量等に基づく推定値とその根拠となる資料 (仕切り書等) の報告でも可とする。

(別紙様式)

(別紙様式)

**みなみまぐろの輸入に関する報告書**

農林水産大臣 殿

住 所 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_  
FAX \_\_\_\_\_

報告者名 \_\_\_\_\_ 印  
(署名した場合には押印を省略することができる。)

担当者名 \_\_\_\_\_

報告年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

以下のとおり報告します。

製品に関する情報			
(ア) 天然、蓄養の区別		天然 ・ 蓄養	
(イ) 漁獲証明書 (再輸出証明書) の文書番号			
(ウ) 漁獲船名	船籍	登録番号	
(エ) 蓄養場名	蓄養国	登録番号	
(オ) 生鮮、冷凍の区別		生鮮 ・ 冷凍	
(カ) 個別の製品形態 (RD/GG0/GGT/DR0/DRT/FL/OT (OTの場合は具体的な製品形態を記載))			
(キ) 個別の重量 (又は製品重量)			
製品形態 <sup>1</sup>	重量 <sup>2</sup> (又は製品重量)		
合計			

注1 製品に関する情報については、当該貨物を漁獲した漁船又は蓄養場の旗国等の政府又は政府が権限を委譲した機関が確認した漁獲標識様式の写しの添付でも可とする。

注2 個別の重量が不明の場合、重量レンジ毎の総尾数と総重量等に基づく推定値でも可とする。その場合、仕切り書等、推定根拠となる資料を添付する。

